

# 苫小牧市自主防災組織連合会 規 約

平成28年5月13日

## 苫小牧市自主防災組織連合会規約

### (名称)

**第1条** この会は、苫小牧市自主防災組織連合会（以下「本連合会」という。）と称する。

### (事務所)

**第2条** 本連合会の事務所を苫小牧市市民生活部危機管理室に置く。

### (目的)

**第3条** 本連合会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

### (事業)

**第4条** 本連合会は、自主防災という原点に立って、各地域の特殊性と自主性を考慮した上で、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整・情報共有に関すること。
- (5) その他地域防災力向上に資する事項。

### (会員)

**第5条** 本連合会は、市内にある自主防災組織の代表者をもって構成する。

### (役員)

**第6条** 本連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 幹事 若干名
- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

### (役員の実務)

**第7条** 会長は、本連合会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

### (会議)

**第8条** 本連合会に、総会及び幹事会を置く。

### **(総会)**

**第9条** 総会は、自主防災組織の代表者をもって構成し、開催する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 事業計画に関すること。
  - (3) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

### **(幹事会)**

**第10条** 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべきこと。
  - (2) 総会により委任されたこと。
  - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

### **(専門委員)**

**第11条** 本連合会に専門委員を置くことができるものとする。

- 2 専門委員は各自主防災組織の実務担当者等から会長が指名した者を充てる。
- 3 専門委員は事業計画の企画等に専門的に携わる。

### **(庶務)**

**第12条** 本連合会の庶務は、苫小牧市市民生活部危機管理室が行う。

### **(経費)**

**第13条** 本連合会の運営に要する経費は、原則として市の予算をもってこれに充てる。

付則

自主防災組織未設置の町内会であって、本連合会で実施する事業に参加を希望するものにあっては、オブザーバー参加を認める。

この規約は、平成28年5月13日から実施する。